

山形西部地域包括支援センター 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

介護保険の基本理念（介護保険法 抜粋）

第4条 （国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

説明する重要事項は以下のとおりです。(令和7年4月1日現在)

1 事業所の概要

主 体 の 法 人 名 法 人 の 種 類	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	
運 営 主 体 の 所 在 地	山形市蔵王半郷１３６６番地の２	
電話番号・ＦＡＸ番号	ＴＥＬ ０２３－６８８－３５３１	ＦＡＸ ０２３－６８８－３５３２
ホームページアドレス	http://yamagatashi-sj.or.jp	
運営主体の開設年月	昭和５８年６月	
運営主体の代表者氏名	理事長 高倉 正則	
事 業 所 名	山形西部地域包括支援センター	介護保険指定番号 ０６００１０００６９
管理者の役職・氏名	センター長 大沼 博	
事 業 所 の 所 在 地	山形市すげさわの丘４６番地	
電話番号・ＦＡＸ番号	ＴＥＬ ０２３－６４６－１１６５	ＦＡＸ ０２３－６４６－１１６１
交 通 の 方 法	山形交通バスすげさわの丘行き乗車、菅沢荘前下車徒歩１分。	
指 定 年 月 日	平成１８年４月１日	
指 定 更 新 年 月 日	令和 ６年４月１日	
運営の方針と事業所の 特色など	・地域社会に貢献できる事業所、市民に頼りにされる事業所をめざし、責任と主体性をもって事業にあたります。 ・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。 ・社会の「安心できる暮らしの実現」をテーマとしています。	

2 職員の体制に関する事項

所属する担当職員の 人数・構成	勤務形態 資格	常勤			非常勤			常勤 換算
		男性	女性	計	男性	女性	計	
	セ ン タ ー 長	1人 (兼務)		1人				0.1人
	主任介護支援専門員		1人	1人				1人
	社 会 福 祉 士		3人	3人				3人
	保 健 師 等		1人	1人				1人
	3職種に準じる職員							
	事 務 員		1人	1人				1人
	そ の 他							
常勤職員の所定労働時間	1週間当たり 40時間							
サービス従業者1人当たりの 担当利用者数	50人程度							
健康診断実施の有無	あり							
身分を称する書類の携行	担当職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、身分証を提示します。							

3 サービスの内容等に関する事項

営 業 時 間 (窓口対応可能時間)	月～金曜	8:30～17:15	土日祝日及び12/29～1/3	休業
	特記事項	緊急時の連絡を取ることができる体制を整備		
サ ー ビ ス 提 供 地 域	南山形 本沢 西山形 村木沢 大曽根			
損害賠償保険加入の有無	全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」の損害保険及び賠償責任保険に加入			
苦情・相談対応窓口の名称・ 連絡先・対応時間	事業所又は法人に 設置された苦情・ 相談対応窓口	名 称	苦情処理委員会	
		窓 口	対応窓口（苦情受付担当者） 平吹 英子	
		連 絡 先 電 話 番 号	023-646-1165	
		対 応 時 間	8:30 ～ 17:15	
		第三者委員 三森 聡（元山形市第五小学校校長） 無着 道子（元山形市教育委員） 奥山 信昭（山形市民生委員児童委員連合会常任委員） ※第三者委員に直接苦情を申立てすることができます。その場合は、 事業所で取り次ぎますので、上記連絡先にご連絡ください。		
	外部に設置された 苦情・相談対応窓 口	名 称	山形市福祉推進部 介護保険課	
		連 絡 先 電 話 番 号	023-641-1212	
		対 応 時 間	8:30 ～ 17:15	
	国保連苦情・相談 対応窓口（介護サ ービス苦情相談窓 口）	名 称	山形県国民健康保険団体連合会	
		連 絡 先 電 話 番 号	0237-87-8006	
		対 応 時 間	9:00 ～ 16:00	
事 故 発 生 時 の 対 応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防マネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。			
高齢者虐待防止について	高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、高齢者虐待防止の指針を策定し業務にあたります。また定期的に委員会の開催や研修に参加し周知や業務の改善を図ります。担当者（委員会の長）：志田 真 責任者：高倉正則 なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。			
業務継続計画について	自然災害や感染症のまん延等不測の事態が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画を策定し、定期的に見直しを行い必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。			
カスタマーハラスメント防止について	担当職員（委託居宅介護支援事業所介護支援専門員も含む）に対して、ハラスメント等を行った際は、「山形市・介護事業所におけるハラスメント対策マニュアル」に則り対応します。改善の見込みがない時は契約の解除となる場合があります。			
秘 密 の 保 持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。			
加入・参加している 連絡組織・団体等	全国老人福祉施設協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会			

利用料金	全額事業者（包括）に給付・支払いされるため、原則として利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等により下記利用料が発生する場合があります。	
	マネジメント類型	月 額 料 金
	介護予防支援 原則的な介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントA）	4, 4 2 0円
	簡略化した介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントB）	2, 2 1 0円
	初回のみ介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントC）	4, 4 2 0円
	初回加算※ 1	3, 0 0 0円
	委託連携加算※ 2	3, 0 0 0円
	※ 1 新規に介護予防マネジメントを実施する場合。 ※ 2 居宅介護支援事業所に委託する際に、利用者に係る必要な情報の提供やプラン作成等に協力した場合。	
介護予防支援の委託の有無	あり	
委託先の居宅介護支援事業者	山形市内および近隣市町村の指定居宅介護支援事業所	

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

なお、記載内容に変更が生じた場合は、別途書面にて説明することとします。

令和 年 月 日

事業所 名 称 山形西部地域包括支援センター
所在地 山形市すげさわの丘 46 番地

説明者 職氏名 印

私は、本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印